

## 藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会設置要領

### (趣旨)

第1条 藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下「委員会」という。）は、藤沢市が所管する施設において石綿が飛散した可能性のある事案（以下「石綿飛散事案」という。）に関し、その飛散した石綿にばく露した可能性のある関係者（以下「石綿ばく露関係者」という。）が石綿関連疾患を発症した際に、石綿飛散事案と当該疾患との因果関係を審査するため、藤沢市石綿関連疾患対策委員会設置要綱第7条第1項に基づき藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会（以下「調査・認定部会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 調査・認定部会の部会員は、委員会の委員又は専門部会員（次の各号に掲げる者のうちから委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者をいう。以下同じ。）をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 医師

(3) 弁護士

(4) 前3号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

2 専門部会員は市長が委嘱し、その任期は2年間とする。ただし、補欠の専門部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門部会員の再任は、これを妨げない。

### (部会長)

第3条 調査・認定部会には部会長を置く。

2 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

### (会議)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、調査・認定部会の会議を招集することができる。

2 部会員は、委員長に調査・認定部会の会議の招集を求めることができる。

3 調査・認定部会の会議は、部会員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

### (調査)

第5条 調査・認定部会は、市長からの求めに応じ、次の事項について調査を行う。

(1) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者の職歴に関する事項

(2) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者の生活歴に関する事項

(3) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者の家族に関する事項

- (4) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者と石綿飛散事案との関係性
- (5) その他、委員長又は部会長が必要と認める事項

2 前項の調査については、第2条第1項第4号に定める部会員が担うものとする。

(審査議決事項)

第6条 調査・認定部会は、前条の調査結果に基づき、次に掲げる事項について審査し、議決する。

- (1) 石綿ばく露関係者が発症した石綿関連疾患と石綿飛散事案との因果関係
- (2) その他委員長が必要と認める事項

2 前項各号の事項を議決する場合には、第2条第1項第1号から第3号までに定める部会員の多数決により、決するものとする。なお、可否同数の場合には、部会長が決するものとする。

(判定結果報告)

第7条 調査・認定部会は、前条第2項の規定による議決をしたときは、その結果を記載した判定結果報告書(第1号様式)を作成するものとする。

2 前項の判定結果報告書は、第2条第1項第1号から第3号までに定める部会員が作成するものとする。

3 部会長は、第1項の規定により判定結果報告書が作成されたときは、市長に報告するものとする。

4 部会長は、前項の規定による市長への報告その他の部会の活動状況について、委員会の会議に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 調査・認定部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の石綿ばく露関係者等の調査・認定部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録の作成)

第9条 調査・認定部会の会議の議事録については、主に要点筆記にて行うこととし、各部会員の確認をもって、その内容を決定することとする。

(助言)

第10条 調査・認定部会は、委員長から求めがあった場合には、第6条に定める審査に際する基準等の作成について助言等を行う。

(部会員の守秘義務)

第11条 部会員は、会議等において得た情報について、他人に漏らしてはならない。

部会員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 調査・認定部会の庶務は、総務部行政総務課において総括し、及び処理する。

2 総務部職員課及び子ども青少年部保育課は、前項の規定による庶務の処理を補助する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、調査・認定部会において審議し、決定する。

附 則

この要領は、平成31年1月28日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年1月29日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される藤沢市石綿関連疾患認定部会の部会員の任期については、第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和元年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年（ 年） 月 日

藤 沢 市 長

判定結果報告書

次のことに関する，藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会としての判定結果を報告します。

1 対象者情報

氏 名	
住 所	
生年月日	
対象疾患	

2 判定結果

起因性あり ・ 寄与可能性あり ・ 寄与可能性なし ・ 制度対象外

3 理由及び意見

以 上